

奈良県告示第二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、加守土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十九年四月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	高橋 叔生	葛城市加守一一〇四
〃	高橋 秀光	〃 一〇三六
〃	西井 忠靖	〃 一〇二四
〃	枚岡 有徒	〃 六四五
〃	高橋 博美	〃 一〇九〇
〃	枚岡 偉光	〃 六三六一二
〃	杉岡 富美雄	〃 五四三
監事	石田 久雄	〃 三八四
〃	岡 邦光	〃 一〇九六

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	高橋 叔生	葛城市加守一一〇四
〃	高橋 秀光	〃 一〇三六
〃	西井 忠靖	〃 一〇二四
〃	吉川 克之	〃 六七六
〃	杉岡 正浩	〃 五六六一三
〃	高橋 清次	〃 一〇九七
〃	石田 久雄	〃 三八四
監事	枚岡 有徒	〃 六四五
〃	岡 邦光	〃 一〇九六